

届出事項の異動届

令和 8 年 2 月 1 日

総務大臣
愛知県選挙管理委員会

殿

●異動後の内容で
記載すること。

政治団体の名称	○○政策研究会
事務所の所在地	名古屋市中区○○1丁目2番3号 ○○ビル○号室
代表者の氏名	○○太郎

{ 政治資金規正法第 6 条第 1 項の規定により届け出た事項
政治資金規正法第 6 条第 2 項の規定により提出した綱領等の内容 } に異動があったので、同法第 7 条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 異動事項

- ア 代表者
イ 国会議員関係政治団体の区分
ウ 課税上の優遇措置の適用

2 内容

(1) 新

- ア 別紙のとおり
イ //
ウ 無

(2) 旧

- ア 別紙のとおり
イ //
ウ 有

3 異動年月日

令和 8 年 2 月 1 日 異動

(備考)

- この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 番とすること。
- 代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 既に政治団体設立届を提出している政治団体が国会議員関係政治団体に該当することとなった場合には、法第 19 条の 7 第 1 項第 1 号に係る国会議員関係政治団体にあってはその代表者である公職の候補者に係る公職の種類を、同項第 2 号に係る国会議員関係政治団体にあっては同号の公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者に係る公職の種類をそれぞれ異動事項に記載すること。
- 法第 19 条の 7 第 1 項第 2 号に係る国会議員関係政治団体が法第 19 条の 8 第 2 項の規定による通知を受け、当該国会議員関係団体に該当しなくなった旨の届出をする場合には、当該通知に係る文書を併せて提出すること。
- 政治団体設立届の際に併せて提出した法第 6 条第 2 項に規定する綱領、党則、規約その他の政令で定める文書（法第 18 条の 2 第 1 項の規定による政治団体にあっては、開催計画書その他の政令で定める文書）の内容に異動があった場合には、この様式に準じて書面を付して提出すること。

記載例 届出事項の異動届

(届出事項の異動届) 別紙

異動事項のみ記載すること。

新

(ふりがな) 名 称				
主たる事務所の 所 在 地	(〒 一) (TEL)			
区 分	(ふりがな) 氏 名	住 所	生年月日	選任年月日
代 表 者	まるまる たろう 〇〇 太郎	(〒 460-XXXX) 名古屋市中区001 丁目2 番3 号 (TEL 052-961-XXXX)	明・大・昭・平 30・6・1	令和 8・2・1
会計責任者		(〒) (TEL)	明・大・昭・平 ・・	令和 ・・
会計責任者の 職務代行者		(〒) (TEL)	明・大・昭・平 ・・	令和 ・・
政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項第 1 号に係る 国会議員関係政治団体	代表者である公職の候補者に係る公職の種類 ●異動年月日の日付を記載			
政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項第 2 号に係る 国会議員関係政治団体	(ふりがな) 公職の候補者の氏名	公職の候補者に係る公職の種類		
政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項第 3 号に係る 国会議員関係政治団体	(ふりがな) 主宰する衆議院議員又は参議院議員の氏名	(ふりがな) 主宰する衆議院議員又は参議院議員に係る公職の種類		
	(ふりがな) 主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員の氏名	(ふりがな) 主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員に係る公職の種類		

記載例 届出事項の異動届

旧

(ふりがな) 名 称					●異動年月日の日付を記載
主たる事務所の 所 在 地	(〒 -) (TEL)				
区 分	(ふりがな) 氏 名	住 所	生年月日	解任年月日	
代 表 者	まるやま さんかくろう ○ 山 △ 郎	(〒 460-XXXX) 名古屋市中区002 丁目3 番4 号 (TEL 052-961-XXXX)	明・大・昭・平 20・1・3	令和 8・2・1	
会計責任者		(〒) (TEL)	明・大・昭・平 ・・	令和 ・・	
会計責任者の 職務代行者		(〒) (TEL)	明・大・昭・平 ・・	令和 ・・	
政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項第 1 号に係る 国会議員関係政治団体	代表者である公職の候補者に係る公職の種類				
	衆議院議員 (現職)				
政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項第 2 号に係る 国会議員関係政治団体	(ふりがな) 公職の候補者の氏名	公職の候補者に係る公職の種類			
	まるやま さんかくろう ○ 山 △ 郎	衆議院議員 (現職)			
政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項第 3 号に係る 国会議員関係政治団体	(ふりがな) 主宰する衆議院議員又は参議院議員の氏名	(ふりがな) 主宰する衆議院議員又は参議院議員に係る公職の種類			
	(ふりがな) 主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員の氏名	(ふりがな) 主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員に係る公職の種類			